

平成26年度 第4回市民参加及び協働推進委員会会議録

○日 時 平成27年3月20日（金） 午後7時00分～8時8分

○場 所 市役所2階 市長公室

○出席者

・委員 岩田 仁委員長、高橋 さかえ副委員長、
有賀 輝彦委員、遠藤 義輝委員、高橋 良江委員
野崎 義文委員、吉田 紀子委員、三木 ともね委員、

・事務局 協働推進課：谷口課長、水口主査

○欠席者 五十嵐 洋太委員、吉原 智博委員

○傍聴者なし

内 容
1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 題
(1) 協議事項 自治基本条例の解説修正について（資料5最終版） 事務局から資料に基づいて、庁内委員会での協議報告をする。
○第5章 市民参加
第12条（市民参加手続）
第13条（市民意見提出手続）
第14条（審議会等への参加）
第15条（市民参加及び協働の推進）
第16条（富士見市市民参加及び協働推進委員会） →委員了承
第17条（自主的なまちづくり活動の促進）
委 員：運用のポイント①の一文目は、長いので区切ったほうがよい。「市は、まちづくり活等の情報や制度を周知する際には、メリットを具体的に且つ詳細に表記することが重要です。それにより幅広い世代の市民が・・・」 →委員了承。
○第6章 市政運営
第20条（説明責任）
委 員：運用のポイント②の文章で、言葉のつながりが不自然なので「説明資料を作成する場合、児童・生徒向けにはイラストややさしい言葉を用いるなど、

対象者によって表記を工夫することがわかりやすい説明につながります。」
としたほうがよい。

第21条（応答責任）

委員：運用のポイントの文章の結びの言葉が「・・・に努めます」と主体的な表現になっているが、他の運用のポイントは「・・・が大切です」「・・・が必要です」となっており、この場合は、「わかりやすい応答に努めることが大切です」が適切と思う。

第22条（個人情報保護）

第23条（適正な行政手続）

第24条（市民投票制度の活用）

第25条（行政評価）

第26条（健全な財政運営）

→委員了承

委員長：これをもって、富士見市自治基本条例の解説修正について完了とする。

(2) 審議会等設置状況調査結果報告

事務局から資料に基づいて説明。

委員：女性委員ゼロの審議会があるが、どの審議会でも女性の視点は必要である。

委員：男性だけで審議することは、適切ではないように感じる。

委員：女性がゼロである農業関係の審議会を例えにだすと、農産物を作る側には男性が多いが、消費する側では女性の方が多いと思う。幅広い視点で協議するには男女がいた方がいいと思う。

委員：子ども家庭福祉審議会は、68.8%の高い割合で女性が活躍している

委員：富士見市男女共同参画プランに基づいて、女性委員の割合が40%になるよう努めるとしているが、審議会の内容によっては、女性の意見が必要になったり男性の意見が必要になったりするので、審議会ごとに見るのではなく、審議会全体のバランスで見ること必要と思う。

(3) 平成27年度のスケジュールについて

事務局から資料に基づいて説明。

→委員了承

次回の会議日程については、4月以降に通知を郵送する。

4. 閉 会 高橋さかえ副委員長